

エリザベト音楽大学 公的研究費の不正使用に関する取引停止規程

(目的)

第1条 本規程は、「エリザベト音楽大学 公的研究費の管理・監査に関する規程」第19条の定めに基づき、公的研究費の不正行為に関与した業者等に対する取引停止の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 「取引停止」とは、本学または本学教職員が業者等との契約締結を一定期間あるいは無期限に行わないこと、または業者等と既に締結している契約を解除することをいう。

(処分対象業者等)

第3条 次の各号のうちいずれかに該当する業者等について、取引停止の処分を行うものとする。

- (1) 公的研究費を取引外の用途に運用することを目的として、取引内容を偽装し、その偽装行為に加担、協力または誘引した業者等。
- (2) 架空の取引により、公的研究費を預け金として管理することに加担、協力または誘引した業者等。
- (3) その他、公的研究費を不正使用する取引に加担、協力または誘引した業者等。

(取引停止措置)

第4条 業者等との契約・取引が、第3条のいずれかに該当する場合には、「エリザベト音楽大学 公的研究費の管理・監査に関する規程」第17条の定めに基づき、調査委員会が当該業者等への取引停止の処分を行う。

- 2 取引停止期間は学長が決定するものとする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、協議会において行う。

附 則

本規程は、2016年2月19日に制定し、同日より施行する。